

◆ 退職所得に係る住民税の納入書等の記載例 ◆

金額訂正バージョン

≪納入書≫

令和○年6月分		指 定 番 号 7009999999	納入金額(1) 50,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。また、月分は変更しないでください。	給与分 一括徴収分を含む。	5 0 0 0 0 0	
	退職所得分	2 9 1 0 0 0	
	延滞金		
	合計額	3 4 1 0 0 0	
納期限	令和○年7月10日		

金額を二重線で消してください。

給与に係る特別区民税・都民税額（通常の特別徴収税額）を記入してください。一括徴収がある場合はその金額を記入してください。

退職所得に係る特別区民税・都民税の合計額を記入してください。

給与分と退職所得分の合計を記入してください

【提出日（納入日）】【年月分】を記入してください。

≪納入申告書（納入書裏面）≫

特別区民税 都 民 税		納入申告書（退職所得分）	
(あて先)港区長		令和○年7月10日提出	令和○年6月分 人員 1人
退職手当等支払金額	+	億 千 百 十 万 千 百 十 円	2 2 2 2 2 2 2 2
特別徴収税額	特別区民税		1 7 4 6 0 0
	都 民 税		1 1 6 4 0 0
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者)	〒 105-8511	(受 付 印)	
住所又は所在地	港区芝公園1-5-25		
氏名又は名称	(株) ミナト		
法人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		

退職手当等の支払金額（控除前）

退職所得に係る特別区民税・都民税をそれぞれ記入し、合計額は納入書の納入金額欄の退職所得分と同額です。

法人番号を記入してください。（ただし特別徴収義務者が個人事業主である場合は、下記の※を参照してください。）

※特別徴収義務者が個人事業主である場合の取扱いについて

特別徴収義務者が、個人事業主である場合は、納入済通知書の裏面の納入申告書に記載しないで、港区のホームページから納入申告書の用紙をダウンロードしていただくか、納入済通知書の裏面の納入申告書の部分をコピーして、法人番号欄に個人番号を記載いただいたものを、郵送等により提出してください。

※特別徴収票の提出について

退職手当等の受給者が、法人の取締役、監査役、理事、監事、精算人、その他の役員（相談役もしくは顧問を含みます）の場合は、納入申告書の他に、特別徴収票もそれぞれの区市町村長に提出してください。

※納入は、金融機関でお願いします。

退職所得に係る住民税は、港区役所・各支所の窓口でお支払いただくことができません。「東京都・特別区指定金融機関」の指定のある金融機関で納入してください。